平成２３年（フ）第９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2884番地６
債務者　杉野千奈美
１　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１４号
福岡県久留米市上津町2228番地525
債務者　野田　義信
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１６号
福岡県久留米市上津町2228番地525
債務者　野田　裕美
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３０４号
北九州市門司区下二十町７番４―207号
債務者　久保貴美子
１　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３２号
北九州市門司区大里東３丁目７番６―205号
債務者　村尾　堅二
１　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１３９８号
福岡県中間市池田２丁目５番301号
債務者　川原美努利
１　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３９９号
福岡県中間市池田１丁目20番２―405号
債務者　川原　光利
１　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県中間市太賀３丁目４番15号
債務者　小岩屋重利
１　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８号
大分市大州浜１丁目５番５―803号　スタジアムサイド大州浜
債務者　原田　久美
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７３３号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町31番20号
債務者　藤田　浩輔
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目64番地２
債務者　白濵由香利
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１号
鹿児島県鹿児島市下福元町8002番地
債務者　池田　良子
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目９番10号　クレストールG201号
債務者　岡田　　匠
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６９号
鹿児島県鹿児島市上之園町26番地の31
債務者　上床ミヤ子
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７０号
鹿児島県鹿児島市中央町７番地２　ガストフビル308号
債務者　山本　和之
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６号
鹿児島県鹿屋市新川町5380番地　市営新川住宅38号
債務者　山元　歌子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地１　市営上田崎住宅52号
債務者　本藏めぐみ（旧姓野妻）
１　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
北海道小樽市稲穂２丁目16番11号　201、前住所北海道小樽市稲穂５丁目９番23号　２階
債務者　西田　希望
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部